

議案第 16 号

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町消防団員等公務災害補償条例（平成17年多可町条例第196号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

多可町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。</p>